

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成28年12月1日

塩尻市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐を緩和する措置について、次のとおり取り扱うこととする。

第1 常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への常駐は要しないものとする。

この場合において、携帯電話等により常時監督員と連絡が取れる体制が整っていることとする。

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間等
- 2 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等
- 3 工場製作のみが行われている期間
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- 4 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 5 余裕期間制度を実施している工事における余裕期間

第2 現場代理人の兼任

発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断した工事については兼任を認める。

1 兼任することができる工事

次に掲げる条件をすべて満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 塩尻市が発注する工事とする。ただし、国又は県並びに他市町村の工事等（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 同一の現場代理人が兼任することができる工事数は、2件までとする。
ただし、兼任を希望する工事が全て塩尻市が発注した単独工事であり、かつ当初契約の請負代金額が700万円未満の場合は、3件まで兼任できるものとする。

- (3) 当初契約の請負代金額が2件とも4,500万円未満(建築一式工事は、9,000万円未満)の工事とする。

ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号通知における「建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて」に該当する工事はこの限りではない。

- (4) 工事箇所は、2件とも長野県松本地域振興局管内に位置する工事とする。
- (5) 次に掲げる条件のいずれにも該当しない工事であること。
- (ア) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
 - (イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
 - (ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと塩尻市長が判断した工事。

2 兼任を認める際のその他の条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 連絡体制として、兼任する塩尻市発注工事の現場には、受注者との雇用関係にある連絡員をそれぞれ配置すること。
- (3) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行い、常時監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断した場合、又は契約変更によりいずれかの工事の請負代金額が4,500万円以上となった場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (5) 兼任が認められた場合においても、次のいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。
 - (ア) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間
 - (イ) 監督員が特に必要と認める期間

第3 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届の提出

- (1) 塩尻市発注工事間の場合、受注者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届(塩尻市発注工事間)(様式1)及び連絡員配置届(様式2)を塩尻市財政課契約検査係へ提出する。
- (2) 他の公共機関の工事を兼任する場合、受注者は契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ(既に契約中の塩尻市発注工事と他の公共機関の工事を兼任する場合は、他の公共機関の工事との契約締結までに)、現場

代理人兼任届（他の公共機関との兼任）（様式１－２）及び連絡員配置届（様式２）を契約検査係へ提出する。

２ 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使への支障の有無を見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

３ 発注者による受注者への回答

（１） 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

（２） 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

附 則

（施行期日等）

１ この規定は、平成２８年１２月１日から施行し、同日において契約中の工事及び同日以降に契約する工事に適用する。

（常駐を要しない期間変更）

２ この規定は、令和３年６月１日から施行する。

（令和３年８月豪雨災害の復旧の対策に係る特例）

３ 令和３年１１月１９日から令和５年２月２８日の間に公告又は通知する工事に限り、第２の１各号列記以外の部分中「条件」とあるのは「条件（第３号を除く。）」と第２の１第２号中「２件」とあり、及び同号ただし書中「３件」とあるのは「５件」と第２の２第２号中「雇用関係」とあるのは「雇用関係又は下請け関係」と第２の２の第４号中「場合、又は契約変更によりいずれかの工事の請負代金額が３，５００万円以上となった場合」とあるのは「場合」と読み替えるものとする。

（兼任することができる請負代金額の変更）

４ この規定は、令和５年１月１日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

５ この規定は、令和７年４月１日から施行し、同日において契約中の工事及び同日以降に契約する工事に適用する。